

ID: 706

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	扶養義務者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第77条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第77条の規定による。 (費用等の徴収) 第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日